

「国の一時支援金」について

昨日（5/19）付の高知新聞で、「新型コロナ」に関しての国の「一時支援金」が、高知県の営業時間短縮要請に係る協力金を受給した方も対象になるとの報道がありました。この「一時支援金」は、緊急事態宣言の影響で、本年1月から3月の売上が昨年あるいは一昨年の同時期に比べて50%以上減少した事業所が対象で、医療機関も対象業種ではありません。ただし、高知県の「営業時間短縮要請対応臨時給付金」とは異なり、あくまで緊急事態宣言地域との取引であったり、そういう地域からの顧客が減少している場合のものです。具体的に医療機関の例で言えば、大阪など緊急事態宣言を発している（発していた）地域から受診に来られる方がある程度いたものの、緊急事態宣言の影響で高知まで受診に来られる患者さんが減少しているような場合ということになります。実際にはあまり対象になる例は少ないかと考えられますが、詳細は「一時支援金」で検索して、国の一時支援金のホームページをご覧ください。

「新型コロナ」から回復した患者さんを受け入れる後方支援医療機関への支援措置等

5/11付で事務連絡「新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を受け入れる後方支援医療機関の確保について」が発出されており、そうした医療機関への支援措置や留意事項が改めてまとめられています。以下、支援措置の概要を紹介します。支援措置以外に、都道府県としての転院支援の措置等についても記載されています。

（1）診療報酬上の臨時的な取扱い

- ①二類感染症患者入院診療加算の3倍（750点/日）を算定できる。
- ②救急医療管理加算（950点/日）を最大90日間算定できる。
- ③二類感染症患者療養環境特別加算の個室加算（300点/日）を最大90日間算定できる。

（2）令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

患者の受入れに当たって必要となる个人防护具の購入費等も補助対象となる。令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金を受けた医療機関は原則対象外。

（3）オーバーベッドの特例

- ①転院を受け入れている医療機関においては、新型コロナウイルス感染症から回復した患者について、緊急時の対応として、病室に定員を超過して入院させたり、病室以外の場所に入院させたりして差し支えない。
- ②許可病床数の100分の105以上の入院患者数であった場合の減額措置は適用しない。

（4）院内感染によりクラスターが発生した場合の支援

クラスター発生時における空床や休止病床について、都道府県が認めれば、重点医療機関の空床確保の補助対象とすることが可能である。

「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」が更新されています

5月14日付で更新され、感染者数等とともにワクチンや変異についての記述が変更になっています。厚労省のホームページあるいは当協会ホームページでご確認ください。

※「新型コロナ」感染拡大の影響に関するの会員アンケートは本日が締め切りです。ご協力お願い致します。